

調査研究報告書

研修項目：議員が絶対知っておきたい現場視点！

子育て世帯の「子育ての悩み」と行政支援への「不満」

①現場から視る家庭教育支援

②現場から視る不登校支援

日 時：令和5年1月24日（火）

①午前10時から午後0時30分まで ②午後2時から午後4時30分まで

場 所：大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館

参加者：古俣泰浩議員、藤井貴範議員

講師：山下真理子 氏

（MIKURU・MIRU代表、親まなびアドバイザー、公認心理師、教育カウンセラー）

○プロフィール

- ・民間の不登校復学及び家庭教育の支援機関（ペアレンツキャンプ）で10年間支援者として活動
- ・独立して不登校復学、家庭教育支援をサポートするMIKURU・MIRUを設立
- ・LINEやSNS等を通じて、全国どこにいても相談やカウンセリングに対応
- ・常に保護者に寄り添い、具体的かつ実用的なアドバイスをしながら、家庭全体の成長と変化のサポートを実施し、生きる力を持った子が社会にはばたいて行くことを目指している。

○主な出版物

『これで解決！母子登校～不登校にしない、させない家庭教育～』

1 現場から視る家庭教育支援

(1) 少子高齢社会だからこそ求められる家庭教育支援

ア 近年の問題点

- ・2021年の出生数は戦後最少を更新。深刻な少子高齢化、生産年齢人口の減少、高齢年齢増加により、税収など歳入が減少
- ・地域の担い手不足によるコミュニティの希薄化、地域力の低下
- ・児童生徒の減少による学校存続の危機
- ・生産年齢人口が少ない市では担税力が上がりやすく、社会保障経費等の硬直化が進行

イ 行政の課題

- ・将来の地域社会の基盤維持を考えると、生産年齢人口世帯、特に子育て世帯の流出防止、子育て世代を呼び込む施策を考えなければならない。そこで、重要になるのが、「家庭教育支援」である。

(2) 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える

ア 家庭教育について

- ・教育基本法に「国及び地方公共団体は……家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記されている。

- ・核家族化によるワンオペ育児、親の孤立、子育て情報の氾濫により、家庭教育の必要性は増している。
- ・第3期教育振興基本計画（H30）の目標（6）として「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」が盛り込まれる。
- ・孤独・孤立対策の重点計画（R3）にて、「孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題」と明記される。

イ 家庭教育支援チーム

- ・「地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善」を掲げ、文科省が積極的に支援
- ・構成員：地域の実情に応じて、子育て関係者をはじめとする地域の多様な人材で構成
- ・役割：①保護者への学びの場の提供、情報提供
②地域の居場所づくり及び相談対応
③訪問型家庭教育支援
- ・求められる背景：保護者のニーズの変化により、参加型ではなく、訪問型の家庭支援でないと、必要な支援が届かない。
- ・プッシュ型の支援を行うため、チーム員に大学生が参加するなどして、子どもの視点・意見を取り入れられる（SNSを活用するなど）ようなチームづくりが必要

【事例①：坂東市家庭教育支援チーム】

「寄り添い、傾聴し、つなぐ 支援員や関係機関による『届ける支援』」

- 目標：児童生徒が、学校教育活動（適応指導教室を含む。）に復帰すること。
- 成果（R元年度）：何らかの改善・変化が見えた家庭 8割
今後課題を残す家庭 2割
- 実績：対象25家庭中、登校するようになったのは14家庭、延べ訪問回数146回

【事例②：西会津町 学校敷地内に家庭教育相談室の開設】

「西会津町家庭教育相談室『こころのオアシス』」

- 概要：月～木 午前9時30分から午後4時40分まで開設
- 特徴：家庭教育支援コーディネーターと家庭教育相談員が常駐
学校の出入口を通らなくても出入り可能
誰でも自由に利用できるコミュニティスペース
学校であって、学校でない場所

ウ まとめ

地域の課題を把握し、子育て世帯のニーズをつかみ、家庭教育支援チームと学校との連携に力を入れていくことは、子育て世帯呼び込みの策の一つとなる。

(3) こども家庭庁設立における「こどもまんなか社会」

ア こども家庭庁設立の経緯

令和2年の不登校者数、児童虐待相談件数、自殺者数が過去最多、令和3年の出生者数が戦後最小となったことなどを受け、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指す子ども家庭庁の創設～」が閣議決定

→令和5年4月1日から「こども家庭庁」が内閣外局として設置

イ 設立の目的

縦割り行政による弊害を解消・是正するため

事務等	所 管	
	こども家庭庁設置前	こども家庭庁設置後
幼稚園、いじめ対策等	文部科学省	文部科学省
保育所、虐待防止、母子保健等	厚生労働省	こども家庭庁
認定こども園、小規模保育施設、子どもの貧困対策、児童手当等	内閣府	こども家庭庁

ウ こども家庭庁設置による変化

- ・こども政策の司令塔
- ・こども政策の新たな対応、問題対応の一元化
- ・プッシュ型支援（アウトリーチ）

エ こども家庭庁の課題

- ・あくまでも司令塔であり、行政のタテ割りが完全に解消されたわけではない。
- ・今回の体制では、幼保一元化や医療の連携の部分で課題が残る。
- ・関係機関の連携や調整を進められるかが鍵となる。

オ 都道府県・市町村が行うべきこと

- ・政府が定めた「こども大綱」を勘案して、都道府県は「都道府県こども計画」を、市町村は「市町村こども計画」を作成（努力義務）

(4) 不登校予防は引きこもり予防～家庭教育支援事例紹介

ア ひきこもりとは

仕事や学校に行かず、家族以外との交流をほとんどせずに6か月以上自宅に引きこもっている状態のこと。買物などで時々外出することもある場合も含まれる。生物学的要因、社会的要因、心理的要因が絡み合って引き起こされる。

イ ひきこもりの推計（15～39歳対象（H28年内閣府調査））

- ・ひきこもり予備軍 約155万人
- ・広義のひきこもり 約54.1万人
（うち準ひきこもり約36.5万人、狭義のひきこもり約17.6万人）
- ・未回収・調査不能が35.7%あり、実態は推測以上の可能性

ウ 中高年のひきこもりの推計（40～64歳対象（H30内閣府調査））

- ・広義のひきこもり 約61.3万人
（うち準ひきこもり約24.8万人、狭義のひきこもり約36.5万人）
- ・ひきこもりになってから7年以上の者が34.7%も存在する。
- ・イとウを合わせると、広義のひきこもりは約115万人存在する。

エ ひきこもりの原因

- ・きっかけ：不登校、職場になじめない、就職活動失敗、人間関係、病気など
- ・不登校経験者がニート・ひきこもりになる割合は、不登校の経験がない人の6.7倍

オ 不登校予防

「学校に行けているから大丈夫」ではない。一次・二次予防の段階で対応が必要

- ・一次予防：行き渋り状態……母子登校にさせない、家庭教育啓発
- ・二次予防：母子登校……不登校にさせない、早期発見・対応・改善

カ 母子登校の問題点

- ・文科省の調査で把握されていない。指導要録上、欠席にならない。
- ・不登校より軽視される。深刻化すれば不登校となる。
- ・母親の精神疾患、虐待、自殺等につながる可能性

キ 母子登校の改善点

- ・学校ごとで母子登校数を把握
- ・行き渋りや母子登校の段階で、親へのサポート、必要な支援につなぐ。
- ・アセスメント、支援方法の見直し

ク まとめ

- ・「保護者だけが子育てに対する悩みを抱え込まなければならない」時代ではない。
- ・助けを求めない家庭は「問題のない家庭」とみなされてしまう。
- ・悩みを抱え疲弊した保護者が自力で情報を集め、状況を乗り切るには限界がある。
- ・地方自治体は受け身の支援ではなく、プッシュ型の家庭支援の充実が求められる。
- ・地域の保護者が安心して子育てができる環境づくりが必要

2 現場から視る不登校支援

(1) 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは

不登校の位置付けが10年前と違う。昔は、叱る覚悟を持って不登校を解消しようとしていた。現在は、子どもを叱らない、保護者が子育てから逃げるようにぶれていて、保護者に対する対応が違っている。

ア 不登校の現状

子どもの数が減っているにもかかわらず、不登校の人数が激増。令和2年から3年にかけて25%アップ

- ・小学校：出席日数90日未満55.8%、90日以上44.2%（学年に約1人）
- ・中学校：出席日数90日未満39.6%、90日以上60.4%（クラスに2人）

イ 不登校の定義

- ・過去：年間30日以上の欠席者
- ・現在：学期ごとに日数を決めて早期発見、対応

ウ 世界の不登校

- ・イギリス：家庭学習（ホームスクーリング）やフリースクールも義務教育として認められている。
- ・アメリカ：不登校の定義が学校ごとに異なり、学校によっては不登校の児童生徒への

罰則が設けられている。

不登校が続くと、親子で心理カウンセリングを受けるよう学校側から勧められる。アメリカではカウンセリングに対するハードルが低く、全てに保険が適用される。

※日本では、医師から特定の心理療法を受けた場合や、公認心理師（国家資格）による小児特定疾患カウンセリングを受けた場合のみ保険適用。臨床心理士（民間資格）によるカウンセリングは適用外

エ 小中学校における長期欠席の状況

- ・長期欠席とは、年間で30日以上欠席することを指す。
- ・令和3年の該当者41万3,750人中、不登校を理由とするものは24万4,940人。ただし、「その他」（5万2,516人）の理由の中にも実質的な不登校が含まれる（「病気」と「不登校」など、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない者は「その他」でカウントされるため）。

オ 不登校といじめの関係

- ・関連性があると思われがちだが、関連性は低い。
- ・いじめの認知件数は小学校1年～4年が多く、ネットいじめは高校生に多い。
- ・小学生は、児童数は多いが不登校は少ない。
- ・中学生は、生徒数が少ないが不登校は多い。
- ・小学生は、少しでも学校に来れば「出席」としてカウントされやすい。
- ・中学校は、内申などの理由で出席としてカウントされにくい。
- ・放課後登校、挨拶だけの登校も、出席としてカウントされる。

カ 登校に関する諸問題

- ・五月雨登校：週に一、二回、不定期に登校する。
- ・別室登校：教室以外の別室で登校する（欠席扱いにはならない）。
- ・母子登校：保護者同伴での登校（欠席扱いにはならない）。
- ・不登校にカウントされない理由の中に、実質的な不登校が含まれている。

(2) 誰一人取り残さない不登校支援とは

ア 不登校支援の課題

- ・地域によって取組の差がある。
- ・子どもや家庭ごとに抱えている課題や原因が違う。
- ・行政の支援のスピード感が足りない。
- ・家庭に対する支援の不足
- ・支援を拒否する家庭や子どもへの支援をどうするか。
- ・母子登校に対して理解がある学校が少ない。親の愛情不足、愛着障害と判断されがち。「分離不安」が起きやすい。愛情過多が幼児退行を引き起こしているのに、その対応がされない。
- ・母子登校と通級指導の関連性は高い。通級指導を受けている小中学生は16万4,697人。

イ 不登校に関係する障がいについて

(ア) 自閉症スペクトラム障がい（ASD）

- ・社会性の障がい（学校のルールが分からない。）
- ・コミュニケーションの障がい（一方的に話してしまう。）
- ・想像力の欠如（比喩が分からない、具体的な指示をしないと伝わらない。）

(イ) 注意欠如・多動性障がい（ADHD）

(ウ) 学習障がい（LD）

知能は問題ないが、読み書き、聞き取り、会話が難しい。

ウ 通級指導について

- ・自校通級、他校通級、他校からの巡回指導の3種類がある。
- ・文科省は、2022年に「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」として、支援学級の児童生徒は、授業時間の半分以上を支援学級で学ぶよう通知した。
- ・枚方市の事例では、特別教室支援員として、教員OBや大学生を登録し、活用している。

エ 不登校の要因

不登校の理由は「無気力・不安」が多いが、その原因は追究されていない。

オ 行政の不登校支援

- ・スクールカウンセラー（SC）の配置：学校に配置しても、不登校の児童生徒はそもそも学校に来られないので対応が難しい。
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置：本来は社会福祉士等の有資格者だが、実態は教員OBのケースも多く、機能しない場合もある。
- ・教育支援センター（適応指導教室）
- ・SCを配置していても、常勤ではなく週に4時間程度のことが多い。SSWも常勤が少ない。

カ 教育支援センターの状況について

- ・常勤スタッフの割合が少ない。体制が十分でない自治体が多い。
- ・市に1つしかない、通学、送迎などの面で問題がある。
- ・学業にまで手が回らない。
- ・通所型のため、不登校の子どもにとっては利用しづらい。

キ 選択肢が広がる社会

- ・教育機会確保法（H28制定）により、
 - 休む必要性を認める。
 - 学校以外で学ぶことも認める。
 - 民間等の学校外の機関との連携の必要性
 といったことが規定された。
- ・同法の成立で、ホームスクーリングも認められるようになった。
- ・不登校特例校：文科省で認められた21校（うち公立12校、私立9校）が設置済み
- ・フリースクールは、正式な学校ではない。学校との連携をしていけばよいが、理解がない学校も多い。

ク 先進事例

- ・Qubena：AIを活用した学習eポータル教材

- ・校内フリースクール：広島県では、学校内に不登校SSR（スペシャルサポートルーム）を設置
- ・メタバースの活用：room-k（NPO法人カタリバが運営）というオンラインのバーチャル空間で不登校支援を行う事例が注目を集めている（広島県、世田谷区が採用）。
- ・メタバースを活用した不登校支援のポイント
 - 家から出られない子の受け皿として期待されている。
 - オンラインで信頼関係をつくることで、次のステップにつながる。
 - 自治体単独でシステムを構築するとなると予算や人材確保の問題がつきまとうが、メタバースを活用した支援は民間サービスのほうが先行している。テスト運用で効果等を検証することにより予算がつきやすくなる。
 - GIGAスクール構想の影響で、オンラインを活用した支援モデルは導入しやすくなっており、各自治体で検討が進められている。

ケ 現状の支援の問題点

- ・SCやSSWは配置数だけに目が行きがち
- ・カウンセラーは、子どもの心に直接向き合っていない。
- ・不登校対策の空回りも多い。
- ・不登校予防の必要性の問題意識が薄い。
- ・子どもの不登校は家庭環境が一番の問題。叱れない親の存在。過干渉が多い。
- ・民間支援は100万円くらいかかる。短期間で学校に復帰させるとうたう機関は子どもに無理強いする。
- ・不登校支援には、家庭教育が必要。

(3) ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか

ア 子どもにまつわる諸課題

- ・令和2年度は、不登校者数、児童虐待相談件数、児童生徒の自殺者数が過去最多

イ 自殺の原因・背景

- ・家庭問題、健康問題、学校問題、経済問題、男女問題、勤務問題など、様々な要因が連鎖して発生する。
- ・健康問題では、「病気の悩み・影響（うつ病）」が最多
- ・年代別では、15歳～39歳までの死因1位が自殺で、深刻な状態（先進国で日本のみ）

ウ ヤングケアラーの実態

- ・世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割
- ・費やす時間は「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割いる。

エ まとめ

- ・若者の精神疾患の発症や自殺、保護者の虐待による死亡などは、子育て中の保護者へのサポート体制がしっかり構築されればされるほど、減少していくものと考えられる。保護者へのケアや家庭教育支援の充実は重要である。

(4) 保護者の声と不登校支援の実際

- ・MIKURU・MIRUの家庭教育支援を受けた保護者は、「もっと早く家庭教育を学べばよかつ

た」と言う。

- ・支援者としても「もっと早く相談してくれれば、ここまで深刻にならなかった」と感じる。
- ・本人に適さない支援を行うことで、病気になったり、家庭内暴力、自傷行為に悩んだりするケースも多くある。

(5) まとめ

- ・「深刻なケースを増やさない」ためには、自治体における不登校や長期欠席の状況、不登校にカウントされない児童生徒への関わり方や、保護者が悩みを抱え込みすぎているかなど、現在の制度やサービスに問題がないかを調査し、自治体の教育に対する課題をつかみ、問題提示や点検を行うことが重要

3 所感

(1) 古俣泰浩議員

教育基本法の第10条（家庭教育）には、保護者とともに地方公共団体の責務も規定されている。

ネグレクト、虐待、ヤングケアラー、不登校、家庭内暴力などの課題を抱えているケースのうち、ネグレクト、虐待及び家庭内暴力に関しては児童相談所や要保護児童対策地域協議会などによる介入後の枠組みがある程度確立されている。しかし、不登校やヤングケアラーに関しては「どこにつなぐべきか」「どこまで介入すべきか」といった「介入後のゴール」が明確化されていない。

今年4月にこども家庭庁が設立されるに当たり、国の「こども大綱」に準じた「こども計画」を作成する努力義務が市町村に課される。本市においても妊娠から出産、育児、保育・教育までをつなぐ切れ目のない子育て支援計画の策定と、縦割りの弊害をなくして一本化した司令塔機能を果たすワンストップ窓口の設置が必要となる。また、子育て世帯が様々な課題を抱えながらも地域から孤立することがないように、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携を図る体制づくりも急務である。多感な子どもたちがちょっとしたきっかけで自分の殻に閉じこもり、不登校からひきこもりへの負の連鎖に陥らぬよう、子の自尊心を育み社会に適応するための力を育てる家庭教育の重要性と、それを支える行政や地域の枠組みを早急に整備する必要性を再認識した有意義な研修であった。

(2) 藤井貴範議員

小学校と中学校で不登校の件数の集計方法に違いがあり、小学生は学校に顔を見せただけでも登校となる一方、中学校は内申の都合で不登校の判断が厳しくなるなどの違いがあり、同じ不登校でも一括りにできないことが分かった。また、登校できない理由として腹痛や頭痛などの病気を申告していると不登校にカウントされないなど、不登校の実態を把握しづらい形で集計がなされているため、隠れ不登校なども含めた根本的な解決につながっていないという現状を知ることができた。

不登校やひきこもりの主な原因は家庭環境にあるが、今までは家庭の問題として、直接的な支援が必要だとは感じなかった。しかしながら、核家族化や少子化の進行で、子どもを育てる保護者自身が問題を抱えることが増えている。その結果、子どもの生活に影響が

出て、ひきこもり、不登校につながっていることが分かり、家庭教育に対する支援の必要性を理解することができた。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置も必要であるが、現状では、相談したいときに相談ができない、きめ細やかなサポートができないなどの問題があるということも知ることができた。行政にとって、必要最低限の人員を配置することが目的化しているように思われる。不登校の子どもは、カウンセリング等のためだけであっても、学校に行くこと自体をちゅうちょすることが多い。スクールソーシャルワーカー等は教育の一環だから学校内に配置すべきという固定観念にとらわれることなく、気軽に相談ができる環境をつくる必要があると感じた。

子どもが不登校やひきこもりに至る過程には、家庭環境が大きな影響を与えていることから、保護者に対する家庭教育支援は重要であり、その仕組みづくりの必要性を理解することができた、有意義な研修であった。